みんな元気に! 十和田市民応援券事業 実施要項

1. 目 的

コロナ禍における物価高騰の影響により、落ち込んでいる市内経済の活性化と市民の家計を支援するため、全市民に市内店舗で利用できる応援券(商品券)を配布する。

2. 事業の概要

1)応援券発行者 十和田市

2) 実 施 主 体 十和田市

3)事業受託者 十和田商工会議所

3. 応援券の概要

1)名 称 みんな元気に! 十和田市民応援券

2)配 布 册 数 約60,000冊

3)配 布 総 額 約3億円 (5,000円分×約60,000冊)

4)応援券の構成 1冊5,000円(応援券1枚500円×10枚綴り 5,000円分)

応援券内訳…全取扱店共通券(全取扱加盟店で利用可)4枚

…中小取扱店専用券(中小店のみで利用可)6枚

5)配 布 対 象 者 基準日(令和4年9月1日)に十和田市に住民登録している人

※応援券発送日までに死亡・転出等した人を除く。また、9月2日から12月31日までに出生・転入等した人については、毎月末時点の情報をもとに配布(送付は翌月初旬)

6)利 用 期 限 令和4年10月8日(土)~令和5年1月31日(火) ※令和5年2月1日(水)以降は利用できません。

7)配 布 方 法 各個人に郵送(予定)

- 8)応援券の利用対象にならないもの
 - ①商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等)、旅行券、乗車券、 切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、図書券(図書カード)、金券等の換金性 の高いもの
 - ②たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ③出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など)
 - ④事業活動に伴って利用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
 - ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い
 - ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ⑦風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に 規定する営業に係る支払い
 - ⑧特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
 - ⑨取扱加盟店が独自で利用対象外商品と定めたもの
 - ⑩その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの
- 9)その他、留意事項

- ①応援券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- ②応援券による購入後の返品はできません。
- ③額面に満たない場合でも釣り銭は支払われません。
- ④不足分は現金等で支払ってください。
- ⑤利用期間を過ぎた応援券は利用できません。
- ⑥応援券の紛失及び盗難、滅失に対し、その責を負いません。
- 10)応援券が破損・汚損した場合

券面が 4/5 以上あり、表面の偽造防止が確認できるものは利用できます。

4. 取扱加盟店

①加 盟 資 格

十和田商工会議所、又は十和田湖商工会の会員事業所であり、十和田市内で日常的に買い物 やサービスの提供を行うことができる事業者・店舗。但し、以下に該当する事業者・店舗は除 きます。

- 1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法第77号)第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与する者
- 2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法第 122 号)第2条第1項 第4号及び5号、ならびに第5項に規定するもの、又はこれに類する者
- 3)特定の宗教・政治団体と関わる者
- 4)法令又は公序良俗に反する者
- 5)その他、十和田市が取扱店として適当でないと判断した者
- ②店舗区分
 - 1)大型店…大規模小売店舗立地法 (新大店法)及び大規模小売店舗法 (旧大店法)に基づき、店舗面積が 1000 ㎡を超える大型店
 - 2)中小店…店舗面積が 1000 ㎡未満の店舗
- ③登録申込方法 本実施要項に同意の上、「みんな元気に!十和田市民応援券取扱加盟店登録申込書」に必要事項を記入し、十和田商工会議所、又は十和田湖商工会まで持参するか、FAX(FAX送信後に確認のお電話をお願いします。)、又は郵送にてお申込みください。
- ④受 付 期 間 令和4年8月17日(水)~ 9月13日(火)
 - ※上記期間内にお申込みのあった事業者・店舗は、「取扱加盟店一覧」に掲載 します。受付期間終了後も随時受付いたしますが、ホームページのみの掲載となります。
- ⑤費 用 登録料及び換金手数料等の費用は無料です。
- ⑥申込後の手続 10月4日(火)までに「応援券取扱マニュアル、取扱加盟店ポスター・ポップ、登録証、応援券見本、換金依頼書等」を郵送します。

5. 商品券の換金

①換 金 方 法

1)お客様から受け取った応援券裏面の取扱加盟店欄に必ず店舗名を押印(又は記入)してく

ださい。店舗名等の押印等のない場合は、換金できませんのでご注意ください。

- 2)「換金依頼書(登録申込後に配布)」に必要事項を記入の上、利用済み応援券を添えて換金受付場所の十和田商工会議所、又は十和田湖商工会にご持参ください。
- 3) 換金は、令和4年10月中旬から令和5年2月中旬まで受付し、当所が指定する日に取扱加盟店店登録申込書に記載の指定口座にお振り込みいたします。
- 4) 応援券換金受付期間と換金精算・振込予定日は以下の通りです。

回数	商品券換金受付期間	換金精算・振込日
1回目	10月11日 (火) ~ 10月20日 (木)	10月28日(金)
2回目	10月21日(金)~ 10月31日(月)	11月9日(水)
3回目	11月 1日 (火) ~ 11月10日 (木)	11月18日(金)
4回目	11月11日(金)~ 11月21日(月)	11月29日(火)
5回目	11月22日 (火) ~ 11月30日 (水)	12月9日(金)
6回目	12月 1日(木)~12月12日(月)	12月19日(月)
7回目	12月13日(火)~12月20日(火)	12月27日 (火)
8回目	12月21日(水)~12月28日(水)	令和5年1月11日(水)
9回目	令和 5 年 1月 4日 (水) ~ 1月 10日 (火)	1月19日(木)
10 回目	1月11日(水)~ 1月20日(金)	1月30日(月)
11 回目	1月23日(月)~ 1月31日(火)	2月 9日(木)
12 回目	2月 1日 (水) ~ 2月10日 (金)	2月17日(金)
13 回目	2月13日(月)~ 2月17日(金)	2月24日(金)

②換金受付場所及び受付時間

1) 十和田商工会議所 〒034-8691 十和田市西二番町 4-11

午前9時から午後4時30分まで

2) 十和田湖商工会 〒034-0301 十和田市奥瀬字中平 61-1

午前9時から午後4時30分まで

※但し、土日・祝日、年末年始の他、十和田商工会議所及び十和田湖商工会の休日を除く。

6. お問合せ先

①応援券配布事業について

十和田市農林商工部商工観光課 TEL.51-6773

②応援券取扱加盟店の関係について

十和田商工会議所 TEL.24-1111

③応援券取扱加盟店の申込について

十和田商工会議所TEL.24-1111十和田湖商工会TEL.72-2201

※上記の実施要項の内容は、令和4年8月10日現在の内容となっておりますが、今後、変更となる場合があります。